

消費税分納・換価の猶予申請

新津民商は3月27日、「消費税分納交流会& 集団税務署申請」を開き、12人が参加しました。(申請は10人)

税務署に申請に行く前に民商事務所で、例年の税務署の対応や分納計画について話し合いました。

分納申請を経験した人が「無理な計画や約束をしないで、納められる金額をはっきり主張して、計画的に分納をしよう」「希望通りにならなかった場合は、よく考えてから後日返事をしよう」など分納申請を初めてする人にアドバイスをしました。

税務署の申請では、それぞれの分納計画を担当署員に主張して相談、申請者全員が希望どおりに分納を認めてもらい、1人は換価の猶予を申請しました。

参加した人は「他の人の様子を聞いて安心できた」と話す一方、「今回は分納で納められるが、10%になると厳しい、増税しないでほしい」という声が聞かれました。

民商ニュース

2019年
4月8日

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四

TEL (0250) 231-1353

FAX (0250) 231-5544

急募！新津民商事務局員

地域の自営業者の営業とくらしを支える仕事です。

- 健康な方、要普免、パソコンのできる方歓迎
- 社会保険、雇用保険、年休及び退職金あり（勤務年数による）
- 委細面談
- 応募方法 履歴書を新津民主商工会宛に、郵送または持参してください。追って面接日等をお知らせします。

宛先・問い合わせ

新津民主商工会 〒956-0826 新潟市秋葉区岡田 94

TEL0250-23-1353